

第六十三回 参議院外務委員会 會議録第八号

(二五〇)

昭和四十五年四月二十三日(木曜日)
午前十時十二分開会

委員の異動

四月十五日

岩動 道行君

補欠選任 高橋 衛君

四月十六日

白木義一郎君

補欠選任 柏原 ヤス君

四月二十日

松下 正寿君

補欠選任 萩原幽香子君

四月二十二日

西村 関一君

補欠選任 龜田 得治君

柏原 ヤス君

補欠選任 白木義一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

長谷川 仁君

理事

委員

石原慎太郎君

木内 四郎君

増原 恵吉君

森 元治郎君

杉原 荒太君

高橋 衛君

廣瀬 久忠君

三木與吉郎君

山本 利壽君

小野 明君

加藤シヅエ君

龜田 得治君

羽生 三七君

國務大臣

法務大臣

白木義一郎君

外務大臣

小林 武治君

政府委員

法務省入国管理局長

吉田 健三君

外務省大臣官房領事移住部長

遠藤 又男君

外務省条約局長

井川 克二君

事務局側

常任委員会専門員

瓜生 復男君

説明員

行政管理庁行政管理局統計企画課長

松田 道夫君

外務省条約局外務参事官

山崎 敏夫君

外務省情報文化局文化事業部長

兼松 武君

運輸省航空局審議官

寺井 久美君

本日の會議に付した案件

○日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○アジア統計研究所の設立及び運営のための援助に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(長谷川仁君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十五日、岩動道行君が委員を辞任され、その補欠として高橋衛君が選任されました。次いで、去る二十日、松下正寿君が委員を辞任され、その補欠として萩原幽香子君が選任され、また、昨二十二日、西村関一君が委員を辞任され、その補欠として龜田得治君が選任されました。

○委員長(長谷川仁君) 次に、

日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定の締結について承認を求めるの件
及びアジア統計研究所の設立及び運営のための援助に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定の締結について承認を求めるの件
以上三案件を便宜一括して議題といたします。

三案件につきましては、去る三月二十四日提案理由の説明を聴取しておりますので、これより補足説明を聴取いたします。

山崎敏夫参事官

○説明員(山崎敏夫君) 三つの条約につきまして、簡単に補足説明をさせていただきます。

最初に、アフガニスタンとの文化協定でございますが、この協定の内容は、ユネスコラヴィア等との間の文化協定の内容及び大体一致しておりますので、ここでは、特にアフガニスタンとの文化交流の現状について簡単に御説明申し上げます。

アフガニスタンとの文化交流については、まず、政府間ベースでは、わが国は昭和三十六年以來毎年二名ずつの学部留学生を受け入れておりまして、昭和四十五年三月一日現在、十名のアフガニスタン学生が日本に留学しております。

それから、昭和四十三年にはアフガニスタンのわがほうの大使館主催の日本映画会というものが開催され、さらに昭和四十年のアフガニスタン国立図書館等への日本図書や寄贈及び昭和四十一年の日本語教材送付等も行なわれております。

次に、民間ベースの文化交流といしましては、昭和三十八年にアフガニスタン古代美術展が本邦で開催されましたが、その後、毎年数件の日本の学術調査隊や登山隊が派遣されておりました。また、昭和四十三年には国際文化振興会が日本民族舞踊団をアフガニスタンに派遣しております。

以上のように、現在、かなり活発にアフガニスタンとの間に文化交流が行なわれているわけでございまして、この協定の締結によつてさらに文化交流は盛んになることが期待されると思ひます。

次に、フィリピンとの間の航空協定でございますが、一九六六年に日本航空とフィリピン航空との間で東京及びマニラに相互に乗り入れることにつきまして話し合いが行なわれました。これを要機といしまして、日本航空とフィリピン航空による日本—フィリピン間の航空業務は、日本とフィリピンとの両国政府の行政許可によりまして、日航は一九六七年十一月から、また、フィリピン航空は一九六八年四月から東京—マニラ間で実際の運航が開始されたわけでございます。さらに日本航空は、その後フィリピン政府よりマニラ經由シドニーまでの運航につきましても許可を得ました。したがって、現在の運航状況は、日本航空は東京—大阪—台北—マニラ路線を週三便運航しております。さらに、東京—香港—マニラ—シドニー路線を週二回やっております。他方、フィリピン航空は、マニラ—東京路線を週二便運航いたしております。現在すでにこういう状況にあるのでございますが、この協定ができますと、この両国間の航空業務をさらに安定した法的

基礎の上に置くことになり、さらに発展をはかることができると存じます。この協定の附表をあらためていただきますが、この協定では、いま現在やっております路線以外に、さらに広い路線が規定されております。具体的に申し上げますと、日本側の路線は、「日本国内の地点—台北—高雄—香港—マニラ—インドシナ内の地点—バンコック—クアラルンプール及び（又は）シンガポール—ジャカルタ—オーストラリア内の地点—ニュー・ジブランド内の地点—南太平洋における地点—ホノルル」ということで、要するに、いまやっております以外に、南太平洋を通じてホノルルに行く路線が規定されておるわけでございます。他方、フィリピン側の路線は、「フィリピン内の地点—東京—ホノルル—サン・フランシスコ—ニュー・ヨーク」となっております。フィリピンは現在の東京までの路線以外に、さらに将来は、ホノルル—サン・フランシスコ—ニュー・ヨーク路線と、太平洋路線を運航できる権利を持つておるわけでございます。ただ、これらの路線については、まだ現在のところ具体的な運航計画は出ておりません。

次に、第三番目に、アジア統計研究所の設立・運営協定について簡単に補足説明をさせていただきます。

この前の提案理由でも御説明申し上げましたように、この研究所の事業目的は、エカフェ加盟諸国がその経済開発計画を進めるにあたりまして、各種統計資料を整備する必要があるが、そのためには、まず各国政府において最も不足している統計専門家を養成するという必要がありまして、この協定は、このような統計専門家を養成の研究所をわが国に設立し、かつ運営することを目的として、わが国と「国連開発計画」——UNDPと称しておりますが——これとの共同で援助しようということをおもな目的にいたしております。このアジア統計研究所自体は、わが国を含むエカフェ加盟国二十カ国が設立するものであります。この事業に対する各国の拠出分、それから研修

の内容、研修所の組織、研修実施期間等の事項につきましましては、さきに御参考として提出いたしました「アジア統計研究所に関する実行計画」の中に規定してございます。

その内容をごく簡単にいって申上げますと、研修の実施期間は、ただいまのところ、本年六月から五カ年を予定いたしております。わが国は研修所の土地、建物及び機材を提供し、また人件費や奨学金を出しまして、総額約五億円の金を出すことになっております。これはこの支出につきましましては、年々の予算で御審議いただくわけでございます。他のエカフェ加盟国の十九カ国は、総額約一億二千万円の拠出を行ないます。また、「国連開発計画」からの援助は、総額約八億七千万円の予定でございます。

研修のおもな内容としましては、一般コースと上級コースの二つが設けられる予定でございます。一般コースでは毎年約三十名を対象に十カ月の研修を行ない、また、上級コースでは約十五名を対象に四ないし八週間の高等セミナーを行なう予定でございます。

次に、研修所の組織としましては、国連側が派遣する所長が一名おられます。さらにわが国及び国連側がそれぞれ一名ずつ次長を出すことになっております。それ以外に国連側の講師が六、七名、わが国の事務職員が十一名ぐらゐがおもなものでございます。この研修所に対するわが国の協力の実施は、行政管理庁が担当することになっております。

それから次に、わが国は国連と協力して発展途上国の研修生を受け入れて研修及び訓練を行なっております先例といたしましては、府中の刑務所の構内にございます「アジア極東犯罪防止研究所」と新宿にあります「建築研究所」の中にございます「国際地震工学研究所」がございまして、双方とも、すでに国会の御承認を得て条約で設立されたものでございます。

以上をもつて、補足説明を終わらしていただきます。

○委員長（長谷川仁君） 以上をもつて三案件の説明は終了いたしました。これより質疑に入りまます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○森元治郎君 補足説明がございましたが、アフガニスタンとの協定について一つ、二つ伺います。大いにいま文化交流をやっているというお話であったが、内容を聞けば、スタートしただけで、親善関係の象徴的な条約というふうに了解してよろしいでしょうか。

○國務大臣（愛知揆一君） アフガニスタンとの文化協定については、ただいまお話がございましたように、親善友好関係を増進するという、その象徴的な意義ももちろんございまして、具体的に申しまして、この協定が締結される前から、たとえば毎年国費の留学生あるいは研修生の受け入れを行なっているわけでございますし、それから、この条約が成立いたしましたならば、アフガニスタン側としてはさらに積極的に日本との学術文化交流の促進について具体的な措置をできるだけやりたいという非常な希望を持っておりまして、この条約の成立によりまして、文化、技術、学術の交流というものがつきまして、相当具体的な促進が見られるものという期待を持っておる次第でございます。

○森元治郎君 この前羽生委員の質問に大臣から答えられたと記憶するんですが、大いに文化交流をやるんだというので勇ましい御答弁があったが、予算面で見ると、本年度の予算見ても、一向に去年、おとしと比べてふえてないんですね。やっぱり金で証拠を示さなければ一生懸命やったという判断はできないんですが、このふえない理由はどういうところにあるんですか。

○國務大臣（愛知揆一君） これは予算編成のテクニカルな要素もございまして、いわゆる文化という名前が使われておりませんが、たとえば経済協力関係の項目などにも相当のこうした一般的な趣旨が盛り込まれているつもりでございます。それから、もちろんわれわれとしても、四十五

年度予算でこれだけ十分だというふうには考えておりませんが、たとえば具体的な例を申し上げますと、日本語の普及事業費については、四十五年度では五割以上予算が増額されております。それから、在外公館の文化活動事業費を例にとりまして、これはやはり前年度から見て二割四分以上の増額になっておるというよう次第でございます。相当予算面におきましては明らかに積極的になっておることを私としては御説明いたしたいと思ひます。いま申しましたように、決して十分とは申しませんが、相当の伸びは心がけておるつもりでございます。

○森元治郎君 土台が少ないのだから、五割増そうと十割増そうといたしたことはないの、もつとがんばつてもらうことにして、航空協定をちよつと一問何うのだが、附表のようなルートを実際に運航する計画があるのか。ちよつとこの協定を讀んだ感じで見ますと、フィリピン側に以遠権を認めた代償としてこの線をフィリピン側と取引した。また同時に、経済上の利益もねらつたんだ、実際に本気になる気があるのかどうか、その点だけ伺つておきたい。

○説明員（寺井久美君） お答えいたします。

附表の運び方といひますか、設定のいたし方は、できるだけそのときそのときの経済情勢に応じた運航ができるようにお互いに利益の交換をいたします。本件の場合には、日本側がマニラ—シドニー—南太平洋というような線を取りまして、そのかわりにフィリピン側に太平洋路線を与えたということでございます。現在オーストラリアとの間には、マニラからまっすぐ行つておりますが、将来、東南アジアを経由して参つたほうが経済的に有効であるというふうな状態になりました場合には、マニラから東南アジアを回つて行く、つまり、そういうマニラ—東南アジア間のお客なり貨物なりというものの需要が多くなつた場合に、そういう路線を運航できる、そういう可能性を残したものでございます。

○森元治郎君 アジア統計研究所のほうに移りま

すが、日本政府と協定結んだ相手は「国連開発計画」——これは形式上の問題ですがね、「国連開発計画」——UNDPと結んだ。「国連開発計画」とかなんとか言う話がつきりするのですが、もちろん、法制局、条約局あたりでも検討したと思うんだが、形式論の説明をちょっと願います。

○説明員(山崎敏夫君) この「国連開発計画」と申しますのは、一般的には後進国に対する国連の技術援助機関でございまして、国連の内部組織上、そういうものは一括してこの「国連開発計画」がやることになっておりまして、普通の後進国との間では、この「国連開発計画」がそれぞれ国と基本協定というものを結んで、それに基づいていろいろな援助計画をやっているわけでござい

ます。これは国連の組織上の問題だと思えますけれども、国連一般とは違って、「国連開発計画」というものとそれぞれの国と協定を結ぶというのが例になっておりまして、今回の場合もそういうふうな締結されるわけでございまして、それから、この場合は、特にエカフエが主体となつてこういう統計研究所をつくる、それを日本と「国連開発計画」が援助するという一つの三者の結びつきによってできているので若干複雑になつていますが、考え方としては、従来のUNDPが結んでおります協定とそう変わっておりませ

ん。

○森元治郎君 私の聞きたいのはそういうことじゃなくて、開発計画という「計画と政府の協定」というこの形が、何とか条約機構とか、国連開発計画機構とかと政府との間の協定だと言つて案に耳に入るのですが、形式が、「計画と政府の協定」と言うところと奇異な感じがするんだが、そういうエナイテッド・ネーションズ——国連——との協定もおかしいと言えませんかというところも出てくるかもしれません。その場合に、「国連開発計画と日本との協定」というその計画のうしろに計画機構とか何とかくっつけば、いかにも協定を結ぶ相手の形ができていますよ

うに思うのですが、その点です。

○説明員(山崎敏夫君) 仰せのとおり、名前から見ますとちょっと変な感じがしますが、これも国連の内部機構ではございまして、一応一つの独立したユニットとして認識されておりましたが、国連の内部の機関としてそういう協定を結ぶ権限を与えられておるわけでございまして、日本もその国連の加盟国としてそういう「国連開発計画」という——UNDPと申しますが、それを承認し、それとの間に結ぶことにいたしましたわけでござい

ます。

○森元治郎君 だれか同僚委員がこの前外務大臣に、常任理事国に立候補する前にもう少しやることがあるんじゃないかというので、大臣は、大いに拠出金とか分担金とか、そういう面で積極的に行きたいという御答弁だったが、この「国連開発計画」に対する拠出金は去年あたりは十七億くらいですか、それで第九番目だ。エカフエ、エカフエとよく出ますが、実績を見ると、西ドイツなりスウェーデンだのという国が案外上のほうにあつて、極東から遠いところが上のほうにあつて、大

国日本が九番目くらいにあるのは、これはどういうことですか。

○国務大臣(愛知揆一君) まず第一の御質問の「計画」というところとの協定はちょっと奇異に感ずるのではないかと、確かにそういう感じもしいではないかと思ひますが、御承知のように、UNDPと通称いわれておりますけれども、「開発計画」と日本語で訳すことがあるいは多少わからない点があるかもしれませんが、これども、国連の中の一つのオーガニゼーション——組織——であるというふうな運営され、また、慣行もそうなっておりますので、「開発計画」との間の協定」ということにはいたしたわけでござい

ます。

それから第二の点は、実はこのUNDPに対する拠出金は昨年度は四百万ドルでございまして、UNDPの拠出額についての各国の間のかね合い等から申すれば、GNPだけが一つの指標になるわけではもちろんございせんけれども、GNPを一つの指標として勘定すれば、日本は実は千万ドルくらい拠出をしてもおかしくないと思ひます。しかし、昨年四百万ドルでありましたので、これをできるだけ年度ごとに拡大したいといふことで、今年度といひますか、七〇年度におきましては八十万ドルを増額することにいたしました。それはもう国内的の財政上あるいは予算の編成上におきましては相当むずかしいことであつたのでありますけれども、まず最初の一つのステップとしてこれで同意せざるを得なかつたという経緯がござい

ますが、今後、こういった点につきましては、年を追うごとに増額をぜひ実現したい、こういうふうな考えております。

○森元治郎君 研修所の人事ですけれども、初めて日本に置かれるので国連の事務総長が所長を任命するわけでしょうが、初代はやっぱり日本ではいいですな。どうも、アメリカの人がなるということですが、初代の所長くらいは、これは幕あけですから、ぜひ日本でやったらどうかと思うが、どういふふうになつていきますか。

○説明員(山崎敏夫君) 日本に招致したのでありますから、もちろん日本人の所長があるいは必然ではないかというお説でござい

ますが、先ほど申し上げたように、これは研修所を設立するという決定はエカフエで行なわれまして、エカフエとしてはいろいろな人選の結果、外人の人が適当であるということと特定の人が選ばれましたわけでございまして、わが国もこの場合には二十のうちの一票でございまして、それに同意いたしましたわけでござい

ます。しかし、次長をわがほうから出すことになつておりますし、実際問題、わが日本に置かれるわけでござい

ますので、十分わがほうの意見は反映して運営していけるものと考えております。

○森元治郎君 コンピューターばかりつくつて肝心の統計のほうをやつぱり世界的におくれておるようです、学問としてはどうか知らぬが、そういう職員の方、案外日本でもあり余つてはいないようだから、結局、二十カ国のうちの日本だけ一

人あたり評価されていらないような感じがこの人事の面で見えるのです。次長は行政管理局から出すのでしよう。あるいは講師六、七人は国連専門職員をもつて充てる。一体、日本人の正式の職員——所長がアメリカ人であれば、次長が行管から一人、もう一人次長いるのですか、次長が二人。それから講師が六、七人国連職員をもつて充てる。というが、日本では国連職員の積極的な養成もないし、アメリカあたりに入らうろしている英語つかいみたいなのが向こうに入つていくだけで国連職員の養成もできていないが、日本人は一体何名くらい、これはスタッフ、メンバーとして入りますか。

○委員長(長谷川仁君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を起して。

○説明員(松田道夫君) 副所長として日本人が一人参加いたします。それから、いま先生からお話がありました国連の講師でござい

ますが、これはまだ日本人が立候補といひますか希望を出しておりますけれども、日本人がその講師の中に入るといふことはまだきまつておりません。そういうような状況でござい

ます。

○森元治郎君 そうすると、結局、この研修所の日本人職員は何名くらい入れるのですか、何名中何名くらい。

○説明員(松田道夫君) 日本人の職員といひまして十二人、副所長以下十二人でござい

ます。

○森元治郎君 もう少し積極的に国連本部のこういう具体的なところで実力を発揮してもらいたいと思ひますので、質問の最後に、国連の職員といふものの日本の養成方法といふのはどういふふうになつて

○國務大臣(愛知揆一君) この国連の組織の中に日本人を積極的に入れなければならないというところについては、私もかねがね積極的に考えておりますが、これは今度のこの研修所の問題に限らず、国連本部の問題もあり、それから、国連の系統の各種の機関全部の問題もございすけれども、御承知のように、非常に少ないわけですが、たとえば、上部の幹部クラスの職員ということになりますと、各国に対する一応の割り当ての区分があるのかかわらず、それにははるかに日本としては及んでいないという実情であることは御承知のとおりであります。これはやはりいろいろの事情もありますけれども、国連の組織の中に入って活躍し得るだけの、単なる語学力だけの問題ではなくて、それぞれの道における相当の素養のあるりっぱな人でなければならぬ。ところが、そういった面の養成機関というものは、現に日本には特殊なもの全然ございせんから、自然、従来各方面で活動しておる方をお願いをしていかなければならぬ。ところが、身分上の関係その他いろいろの問題がございまして、こういう人に行つていただきたいという方はまず反対される、希望しないという方々も、希望が非常に多いものでございすから、なかなか意にまかせないというのが実情であります。

それからいま一つは、現に具体的に相当の地位に対して、政府といたしましても大いに支援をして、国連当局にもいろいろ話し合ひをしておりますが、なかなか話が進展しないという例もございす。これはやはり国連の機構の中の特殊のクライメートということが災いをしていゝといふこともあるように見受けられるわけでありまして、そういう点も打開していかねばならぬ。森さんのお気持ちは私も全く同感でありますけれども、そういう点に實際上の障害がありますことを考えながら、これも各方面のいろいろの努力によつて切り開いていかねばならないと考えております。

○森元治郎君 質問ではありませんが、国連国連つて遠くの方でございしてもだめで、やっぱり日本の官僚機構でもそうですが、こういう機関の中の各方面にずっと人を配しておるといふと、何かをやらうというときに非常な力になるのです。初めて、「こんにち」なんて名刺出して言つていたんじや、いつまでたつても国連をかき回さないですよ。そういう点、大いに努力を期待して私の質問を終わります。

○杉原龍太郎君 私は、ごく簡単に一問だけ質問します。先ほどの森委員の質問なされた文化事業に要する予算規模なんですがね。予算の裏づけ、それに関連することを一つだけ。

それは、ここの、四十五年度の予算を見てみますと、外務省の協力団体といひますか、この外務省が委託してやらせておる団体に対するいろいろ補助金とか、これを見てみますと、国際文化事業協会という岸さんが主宰しているのがある。それに対する四十五年予算での補助金は、ほかの団体に比べてみると比較的よくついでよいというように私は印象を持っております。そこで次は質問だが、一体その国際文化事業協会の本年度の計画の中にはアフガニスタンに対する計画も一体含まれておるか。含まれておるとすればどういふ種類のものか。それがわかたらひとつ聞かしてもらいたい。それだけです。

○説明員(兼松武君) 先ほど大臣から御説明がございました日本語講座の予算が五〇%以上伸びておりますが、これもアフガニスタンには従来日本語講座はございせんでしたが、今度協定ができましたと、向こうもそういうセット・アップをして日本からぜひ先生を送つてくれといふことを言つておられますので、そういうことがまづ先に取り上げられる問題だと考えます。

○羽生三七君 日本とフィリピンとの航空協定の取り扱ひで一問だけ伺ひますが、これはまあこちら側でこれ承認をした場合、フィリピンでも直ちにやるのかどうか。もう済んでおるのかどうか。なぜこういうことを伺うかという、この日比通

商航海条約は十年も前にこちらで批准したのに、いまに至るまでフィリピンは批准しておらないのに、最近何か条件を出して批准するとか何とかといふことを言つておるようですが、そういうこともあるので、これはこの航空協定についてはどうなのか。それから、いまのそれと関連して、十年前——正確には何年になるか知りませんが——当委員会が承認した日比通商航海条約は、その後フィリピンではどうなつておるのか。これだけをお伺ひします。

○國務大臣(愛知揆一君) まず、航空協定の関係は、フィリピン側におきましては手続は済んでおります。で、これはフィリピンの国内の問題でございすけれども、フィリピン側は国会の承認はこれについては必要としないといふことで、国内手続は済んでおります。

それから、第二の通商航海条約の問題については、率直に申しまして、ただいまお話しのとおりで、非常に政府としても苦慮いたしております。で、現在のところは、あらためてフィリピンの上院において審議が始まつておるところでございすので、重大な関心を持つてその審議の状況を見守つておるわけでございまして、政府といたしましては、いまもお話がございましたが、条件というふうなもの、実質的な条件というふうなものがなくて円滑に上院の承認が得られるように期待をして見守つておるのが現状でございす。

○委員長(長谷川仁君) 他に御発言がなければ、三案件に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(長谷川仁君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案件について一括討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(長谷川仁君) 御異議ないものと認めま

す。
それでは、三案件につきまして順次採決を行います。まず、日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(長谷川仁君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(長谷川仁君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、アジア統計研究所の設立及び運営のための援助に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(長谷川仁君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、三案件について、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(長谷川仁君) 御異議ないものと認め、

さよう決定いたします。

○委員長(長谷川仁君) 次に、旅券法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○龜田得治君 私は、きょう、旅券法に関して、大きく分けて三つのことをお尋ねしたいと思ひます。その第一は、旅券行政の基本です。この点、それから第二の問題は、未承認国、特に朝鮮、中国との関係。それから第三点は、いわゆる数次旅券。この三つに分けて、若干ずつお尋ねをしていきたいと思います。

初めに、これからの私の質疑にも非常に関係するからお聞きをいたしますが、例の日の共同声明ですね。非常にきびしいものが出てきて、さらに、昨晩藤山さんがお帰りになつてその記者会見等を聞いておると、非常にこう、何といひますか、はつきりとした言い方で、日本の対中姿勢の是正を求めておられます。藤山さんは、こういうことをつかつておられました。佐藤内閣が百八十度対中政策を変更するか、あるいは佐藤内閣がやめるか、どちらかしかないや、中国との関係の改善は前進せぬだろう——きわめて具体的な表現でござつております。同じ自民党の中の有力者の方の発言でありますから、これは非常な関心を集めるのは当然であります。具体的には外務大臣の問題として、やはり第一次的には直接的にふりかかつてくるわけですね。こういう点について、外務大臣としてはどういふふうにお考えになるのか。藤山さんがおっしゃるほどではなくても、若干でもそういう立場を取り入れておられたいということがある。私がかつて問題にしようとする旅券行政の基本という問題についても、非常に変わつてくるわけですね。そういう意味でお聞きするわけなんです。外務大臣もおそらく何かこれは真剣に考えておられると思ひます。

いふことが、率直なひとつ御所見を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 今度のこの覚書貿易に關連して発表された共同声明というもののについては、私はその中の特に二つの点について率直に意見を申し上げたいと思ひますが、一つは、日本に軍国主義というものがすでで上がつておるんだという趣旨のことが取り上げられておるんですが、この点については、政府がどういふこととはもちろんでありますけれども、私は、日本国民全体の感じの中に、そのようなことは全く考えていもしないことであるし、事実にも反することでありまして、したがつて、こういうことを中共側が言つておるのか、事実にも反することだなどという印象を非常に強く持たざるを得ないわけでありまして。

それからもう一つの点は、沖繩返還問題に關連して、本土の沖繩化ということが取り上げられておられますけれども、沖繩返還については、いまさら申し上げるまでもありませんけれども、核抜き、本土並みということ、しかも、七二年中の返還ということは、私は全國民の悲願の上に立つてでき上がった大きな事績であつて、本土が沖繩化するなどということ、どこからそういう解釈が出てくるのか、これまた、私はさうなことにいつては、何といひますか、実におかしな見解が出てくるものだなという感じを持たざるを得ません。

この二つの点を中心にして、今週の火曜日——昨日でございまして——閣議におきましても、全閣僚の一致した感想というものが、これが、官房長官の記者会見における発言においてあらわれておるとございまして、この官房長官の発言にあらわれておるとは、私も全くそのとおりと考えております。それが、いわゆる覚書についての私の率直な感じでございます。

○龜田得治君 そういたしますと、昨晩、藤山さんが羽田でお話しになつたことなどは全然考慮する必要がない、そういう結論ですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、いま申しました

ように、この共同声明にあらわれているところの事柄の取り上げ方について、そしてその取り上げた事柄についての見解というものは、私は、私は先ほど申しましたような見解を持つております。今後、藤山さんはもちろんのこと、古井さんその他の方々のいづれお話を聞く機会もございまいしうけれども、やはり基本的なものの考え方、あるいは姿勢というものは、非常に大事だと思ひますので、ただいま申しましたような見解が変わるとは、私自身は考えておりません。

○龜田得治君 藤山さんは、記者会見の最後で、佐藤内閣がやめるかあるいは百八十度政策転換をするか、二つに一つだといふふうな強い表現を使つておつたわけですね。だから、その点をお聞きしておるわけです。そういう考え方は、とんでもないことだといふことなのか、いや、さうではなしに、やはり相手が共同声明等でそれだけ強く言つておるの、それなりにまたやはり問題もあるかもしれない、やはり古井さんなり藤山さん等の話も聞いて、聞くべきところがあれば聞かなきゃならぬといふふうな、そういうゆとりがあるのかないのか、その点をお聞きしてあるんです。皆さんの仲間の人がおつたやうに思ふから。たとえば、それは他党であれば統制委員会とかさういふことにもなりかねない問題でしよう。それで非常に奇異に感ずるわけでありまして、けれども、どういふことなんでしょう。

○國務大臣(愛知揆一君) 党内の問題としていかに今後取り上げられるかといふことは別問題といひまして、私の基本的な見解は、先ほど申し上げたとおりでございまして、それから、何よりも明らかなことは、ごく最近に行なわれました総選挙において、大多数の日本國民の考え方というものは、われわれの考え方に対して支持を十分に与えられておることである、これが日本國民の國民の意思であり、民主的に表明せられたところの日本國民の大多数の意向であるといふことは、厳然たる私は事実であると思ひます。その上に立つて私は今後事に当たつてまいりたいと思つております。

す。

○龜田得治君 まあ、入り口のところであまり時間をとりたくもないんですが、総選挙のことを申されましたが、われわれのほうははなはだ不成績で、たいへんぐあいが悪いわけですが、しかし、まあ投票数そのものをいへば、自民党がその支持を受けたと言つたつて半分ですね。だから、そんなに大きなことをこれは私は言えないと思ふのです。重大な今後の日本の進路について、半分の者が別な方向を向いておるといふことであれば、これはやはり真剣に、率直に違つた意見も聞いていかなきゃならぬと私は思ふんです。まあ、またまた選挙のことを引き合ひに出されたから私は票数のことを申し上げるわけですが、そこで、どうなんでしょう、今後中国との関係、これはまあ予算委員会等でもたびたびお聞きをいたしておられますが、あの共同声明の中身には、どうもふに落ちぬところがある、しかし、それはそれとして、中国との関係の改善については大いに前向きに考えらるんだといふことなのか。どうもああいう共同声明が出されるようじゃはなはだおもしろくない、少し前向きに考えようかと思つていたが、少し考え直すといふことなのか、その辺のところをひとつ最後に承つておきます。

○國務大臣(愛知揆一君) まあ、私は中共側が表明した見解に対して、政府といたしましては、いふば売りことばに買ひこぼすという態度をとるべきではないと思ひます。日本は、お互いに私は確信を持つておると思ひますが、りっぱな國であり、また、言論等においてもこれほど自由な國はない。そこで自由に表明せられ成規の手續によつて行なわれた選挙の結果でも明らかであるやうな日本の國の主体的立場といふものは、私は、先ほど申しましたやうな現実の姿であり、また、考え方は決して間違つていないと思ひます。そういう立場に立つて、まあ売りことばに買ひこぼすという論争は私は避けるべきだと思ひます。同時に、率直な感じを申し上げます、なかなかこれは日中友好とか何とか申し上げても、道はなか

なかつたものだという感じはせざるを得ない。私の偽らざる感じでございます。

○龜田得治君 では、その程度にして本論に移ります。

第一の旅行行政に関する基本の問題、私が申し上げたのはこういう意味なんです。旅券法が制定された当時、国会等においていろいろ法案の審議がありました。なかんずく、この旅券法十三条第一項の第五号、この点については相当詳細な論議がお互い戦わされて、そうしてこの旅券法がつくられた。ところが、その後の旅行行政は、国会の審議とは相当はずれておるのではないかと、ことに私がいま申し上げた条文の運用については、で、そういうことが今度は反映して、これが裁判所に持ち込まれる。裁判所としては、裁判所としての慎重な審議の結果一つの結論を出します。三つあるわけですね。三つ、私がいま申し上げたことが。この三つとも非常にギャップができておるんです。で、私はこういう状態は好ましいことじゃないと思う、こういう状態はこれはやはり旅行行政全体として基本的に考えるべき点があるんじゃないかというふうに思うわけなんです。そういう角度から少しお聞きしたいんですが、そこでまず第一に、これは念のために確かめるわけですが、いわゆる国民が外国に旅行するということが、これは憲法二十二条の基本的な人権の中に含まれるものである——これは学説も判例もこの点では一致いたしておりますが、政府もその点は確認した上で出発しておると思ひますが、わかり切ったことのようにですが、基本問題をやろうと思ひますので、念のためお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 一國の国民が原則として旅行の自由を持つという趣旨において憲法もそういう規定をしているものと、こう考えることは当然かと思ひますが、同時に、旅券というものも考えました場合に、これは単なる、何といひますか、その旅行の自由を認めるために無制限にだれにでも出すという趣旨のものでは私はあり得ないと思ひます。これは万国共通の考え方であり

ります。旅券というものは日本国民であることの身分を証明するものであり、同時に、海外に渡航した場合には、この日本国民の保護あるいは利便の供与ということについて先方に対して要請をする、この根拠になるものでございますから、そういう関係を十分考えて扱わなければならないものである。そういう意味におきまして制限があるのは私はこれはまた当然のことだろうと思ひます。

○龜田得治君 そのあとのほうはまたおいいお尋ねいたしますが、外国に旅行する権利というものは憲法二十二条によつて基礎的には保障されておるものだと、それはだからすべてが自由と、そういうことにはなりません。その基礎は憲法二十二条に含まれておる基本的人権である。この理解は政府もはつきりしておるのでしょうか。ことをまづ確かめておるわけですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 憲法二十二条を尊重するということは当然のことであり、そして、したがって、海外の渡航等についてもこの憲法の精神を尊重するということは國の当然の責務であると思ひます。しかし、いま申しましたように、これには同時に制限が付けられることも当然だと私もは考えております。その趣旨は、最高裁判所の判例においても明らかである、こういうふうに考へております。

○龜田得治君 それは憲法二十二条自身に「公共の福祉に反しない限り」と、ちゃんとあるわけですね、その制限のことを私は何も無視しておるわけじゃないのです。この渡航の権利というものは憲法二十二条に含まれておる権利でしょう。そこだけをお断りしておつてもらえればいいのです。

○國務大臣(愛知揆一君) しかし、いま龜田さんもおつしやつておりますように、憲法の規定にも制限があり、また、その制限が付けられることは当然である。ですから、完全な、無制限なる自由じゃございませんと申し上げておるわけですね。

○龜田得治君 制限の範囲の問題は、これはまた第二段の問題です。いわゆる渡航の権利というものは憲法二十二条によつて最終的には保障されておるものである。これは学説も判例も一致しておるものです。政府もそうでしょうかと、これは念を押しているのです、一番大事なところですから。○國務大臣(愛知揆一君) 制限が付けられておるということをお断りしはば申し上げておるのです。そういう限りにおいてはよろしいが、制限のある自由、こういうふうに申しております。

○龜田得治君 だから、制限のある自由でいいのですが、それは憲法二十二条でしょう。そこをはつきりおつしやつて下さい。

○國務大臣(愛知揆一君) ですから、先ほど申しましたように、憲法二十二条というものは、國として、政府として尊重することは当然でございます。

○龜田得治君 だって、そこにこの旅行の自由が含まれていなければ——大臣がどうもそこを切り離して答弁なさるものだから、何べんでも同じことの繰返しになるのですが、やはり外国旅行、これは旅行法によつて保障されておること、これは当然。そのもう一つ奥はどこか、これは憲法二十二条だと。それは旅行法の運用についての当否はいろいろ意見がありまして、その点については、学説、判例ほとんどこれは明確に一致しておるのですが、そこをはつきりおつしやつてもらえませんか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、いま申しましたとおり、はつきり申し上げておるつもりでございます。

○龜田得治君 私の質問を肯定されておる立場でしようか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、何べん申し上げても同じ答弁であります。

○龜田得治君 どうもそれじゃ話にならぬじゃないですか、これでは。憲法二十二条に含まれておる権利でしょう。その二十二条ということをお断りしたおつしやらぬわけですね。ことさらにそういうことをばかす必要はないんじゃないですか。

○國務大臣(愛知揆一君) そうじゃございませぬ。先ほど申し上げたとおり、憲法二十二条を尊重するのは当然でございます。

○龜田得治君 それは尊重するのは当然ですよ、憲法ですから。しかし、その二十二条に、外国に旅行するという国民の権利が含まれていなかったら、それは離れてしまふんじゃないですか。含まれておるという点をお聞きしているのです。

○國務大臣(愛知揆一君) 憲法のもとにおいて現行の旅行法ができておりますし、いまおあげになりました第十三条というものは、この憲法のもとにおいて制定されておるものでございますから、旅行法あるいは海外渡航の自由の制限ということについては、第十三条というものがりつばな法律である。これで一貫したお答えに私はなすと思ひます。

○龜田得治君 まあ、憲法二十二条以外に持つていく場所はないわけですから、大体二十二条の中に含まれておるという意味に理解していいと思ひますけれどもね。ことさらにそこを切り離してお断りになるのは、どうもふに落ちません。しかし、これくらいにしておこう。奥へ行けぬようになつてしまふ。

そこで、したがって、旅行の自由を政府が制限をする、これは憲法自体において、公共の福祉に反する場合には制限していい、こうなつておるわけですね、二十二条に、冒頭に書いてあるわけですね。それでなくても、それは当然なことなんです。しかし、二十二条の場合には直接書いてあるわけなんです。しかしながらそういう、原則的には二十二条によつて保障されておる権利でありますから、この制限というものはきわめて慎重にやらなければいかんと思ひます。慎重に。その点はどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(愛知揆一君) その点は御同感でございます。したがって、旅行法の、ただいま問題にされておる条文においても、「著しく且つ直接に

日本国の利益又は公安を害する行為」といふ、まあいふは異例な表現が使われてあります。それからまた、外務大臣の本件についての処理については、「法務大臣と協議しなければならぬ」といふような厳重な制約もついております。これに法務大臣が呼ばれて答えておられるわけですが、法務大臣なり外務大臣は現在も同じようにお考えになっておりますか。

○國務大臣(愛知揆一君) たいいとおおあけになりました当時の大橋法務総裁の答弁も私はよく承知いたしております。同時に、これは昭和三十一年第二十四国会であると思ひますけれども、政府の見解として当時の法制局長官からお答えしたり御説明してあるものもございします。全部を読み上げますことは時間の関係もありまして省略いたしますけれども、渡航先の外国の有する國際的条件を背景に考えるべきことは当然といえるのであつて、その意味から言へば、渡航先の外国の國內的國際的条件が通常のものである場合は、「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為」といへば、犯罪行為ないしこれに準ずる行為がこれに該当するであつて、さういふけれども、渡航先の外国の國內的、國際的条件が特殊の場合におきましてはそれだけではないのであつて、「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為」に該当する場合は、それ以外、つまり相手先の外国の國內的、國際的条件が特殊である場合において、その範圍がさうした犯罪行為だけに該当しない場合があり得るということも當然でありましようという趣旨の答弁がなされております。この御承知のとおりでございします。で、この点は裁判所の判例も認めることであるということもは、当時のこの答弁の上にも明らかにされておるわけでございます。

○龜田得治君 ところで、一番大事なことは法律をつくるときの考え方ですね、これをやはり守つていかなきゃいかんと思うのです。それは情勢の変化によつて若干の変更ということとはどんな法律でもこれは出てきます。もう百八十度異質な問題が入つてくるということとは私は新たな立法だと思つておつたわけですね。大臣、御存じだと思ひます。で、この考えは私もこれで正しいと思ひますが、こういう考え方を、これは法務大臣が呼ばれて答えておられるわけですが、法務大臣なり外務大臣は現在も同じようにお考えになっておりますか。

○國務大臣(愛知揆一君) たいいとおおあけになりました当時の大橋法務総裁の答弁も私はよく承知いたしております。同時に、これは昭和三十一年第二十四国会であると思ひますけれども、政府の見解として当時の法制局長官からお答えしたり御説明してあるものもございします。全部を読み上げますことは時間の関係もありまして省略いたしますけれども、渡航先の外国の有する國際的条件を背景に考えるべきことは当然といえるのであつて、その意味から言へば、渡航先の外国の國內的國際的条件が通常のものである場合は、「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為」といへば、犯罪行為ないしこれに準ずる行為がこれに該当するであつて、さういふけれども、渡航先の外国の國內的、國際的条件が特殊の場合におきましてはそれだけではないのであつて、「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為」に該当する場合は、それ以外、つまり相手先の外国の國內的、國際的条件が特殊である場合において、その範圍がさうした犯罪行為だけに該当しない場合があり得るということも當然でありましようという趣旨の答弁がなされております。この御承知のとおりでございします。で、この点は裁判所の判例も認めることであるということもは、当時のこの答弁の上にも明らかにされておるわけでございます。

○龜田得治君 ところで、一番大事なことは法律をつくるときの考え方ですね、これをやはり守つていかなきゃいかんと思うのです。それは情勢の変化によつて若干の変更ということとはどんな法律でもこれは出てきます。もう百八十度異質な問題が入つてくるということとは私は新たな立法だと思つておつたわけですね。大臣、御存じだと思ひます。で、この考えは私もこれで正しいと思ひますが、こういう考え方を、これは法務大臣が呼ばれて答えておられるわけですが、法務大臣なり外務大臣は現在も同じようにお考えになっておりますか。

○龜田得治君 ところで、一番大事なことは法律をつくるときの考え方ですね、これをやはり守つていかなきゃいかんと思うのです。それは情勢の変化によつて若干の変更ということとはどんな法律でもこれは出てきます。もう百八十度異質な問題が入つてくるということとは私は新たな立法だと思つておつたわけですね。大臣、御存じだと思ひます。で、この考えは私もこれで正しいと思ひますが、こういう考え方を、これは法務大臣が呼ばれて答えておられるわけですが、法務大臣なり外務大臣は現在も同じようにお考えになっておりますか。

の最終段階における極めてくわだつた質疑の中で

おつたわけですね。大臣、御存じだと思ひます。で、この考えは私もこれで正しいと思ひますが、こういう考え方を、これは法務大臣が呼ばれて答えておられるわけですが、法務大臣なり外務大臣は現在も同じようにお考えになっておりますか。

○國務大臣(愛知揆一君) たいいとおおあけになりました当時の大橋法務総裁の答弁も私はよく承知いたしております。同時に、これは昭和三十一年第二十四国会であると思ひますけれども、政府の見解として当時の法制局長官からお答えしたり御説明してあるものもございします。全部を読み上げますことは時間の関係もありまして省略いたしますけれども、渡航先の外国の有する國際的条件を背景に考えるべきことは当然といえるのであつて、その意味から言へば、渡航先の外国の國內的國際的条件が通常のものである場合は、「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為」といへば、犯罪行為ないしこれに準ずる行為がこれに該当するであつて、さういふけれども、渡航先の外国の國內的、國際的条件が特殊の場合におきましてはそれだけではないのであつて、「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為」に該当する場合は、それ以外、つまり相手先の外国の國內的、國際的条件が特殊である場合において、その範圍がさうした犯罪行為だけに該当しない場合があり得るということも當然でありましようという趣旨の答弁がなされております。この御承知のとおりでございします。で、この点は裁判所の判例も認めることであるということもは、当時のこの答弁の上にも明らかにされておるわけでございます。

○龜田得治君 ところで、一番大事なことは法律をつくるときの考え方ですね、これをやはり守つていかなきゃいかんと思うのです。それは情勢の変化によつて若干の変更ということとはどんな法律でもこれは出てきます。もう百八十度異質な問題が入つてくるということとは私は新たな立法だと思つておつたわけですね。大臣、御存じだと思ひます。で、この考えは私もこれで正しいと思ひますが、こういう考え方を、これは法務大臣が呼ばれて答えておられるわけですが、法務大臣なり外務大臣は現在も同じようにお考えになっておりますか。

○龜田得治君 ところで、一番大事なことは法律をつくるときの考え方ですね、これをやはり守つていかなきゃいかんと思うのです。それは情勢の変化によつて若干の変更ということとはどんな法律でもこれは出てきます。もう百八十度異質な問題が入つてくるということとは私は新たな立法だと思つておつたわけですね。大臣、御存じだと思ひます。で、この考えは私もこれで正しいと思ひますが、こういう考え方を、これは法務大臣が呼ばれて答えておられるわけですが、法務大臣なり外務大臣は現在も同じようにお考えになっておりますか。

○龜田得治君 「特殊」と言ひますが、その特殊を逆に原則にしてゐるわけでしょう。決して個人の立場を原則にして……未承認国なんですよ。その場合にはもう初めから、たとえば朝鮮、これはまたあとからやりますが、これは全面ストップなんだ。幾ら出そうかと、逆になつてゐるのです。個人がどんな人でもどんなに實質的には利益がある行為であつても、ともかくストップだ。いろいろ運動すれば若干解除してやる、こういうことでしょうか。だから、こういううたてまゐるにいつの間にか変わつてゐるわけですね。私は旅券法の当初の考え方から見ればはたしてこれは逸脱だと思ふのです。だから、最初にも申し上げたように、渡航の自由と言つたつて無制限に自由とはもちろん私も言つてゐるわけじゃない。しかし、この旅券法のたてまゐりは、ともかく基本的には憲法二十五条によつて保障されて、さうして十三条一項五号の運用についてはきびしくやつていこう、こういうことで出發してゐるのです。だから、それに該当しないという人には全部出すべきなんです。ただ、もちろんさういふ際には、たとえば外貨の關係で出せぬ、行くことを許すわけにいかぬ。結果的に、これはまた別個な理由ですから、それはしかたがないと思ふのです。だから、旅券法の予想しない問題をこへ出してきて、さうして事実上行けぬようにするのであれば、これは何らかの措置が必要なんです。それを、本人たちが公安とか利益を害しない、何らかのさういふ關係にもならぬのに、無理やりこのことをばく解釈して本人の行動をとめる。全くこれは筋が通らぬわけなんです。これは、政府も内心はさういふふうには思つてゐるんだらうけれどもね。さういふところに根本的にやつぱり間違ひがあるんですよ。だから、原則は、たとへ共産國であり未承認國であつても渡航をする、渡航できるというのは、これは原則でしょう、原則。原則と例外が逆になつてゐる、實際の運用。さういふように思ひませんか。

○國務大臣(愛知揆一君) 特殊の場合と原則との考え方を中心の御意見ですけれども、私は、「特殊」と申したのは、渡航する先の地域の国内的あるいは国際的な環境が特殊の場合におきまして、渡航する人に対してこの規定を援用しなければならぬことがあり得ると、こういうことを申し述べたわけでごいまして、渡航それ自体の原則あるいは例外ということをおしわけしなさいません。

○龜田得治君 その「渡航先の状態によって制限しなさいな」ことがあり得る、こういうふうなことにそのことばだけ聞いておきますと、きわめて多数行けるように感ずるわけですね。だけれども、実際の行政は、渡航先の状態、未承認国というのに対して原則はストップになっているでしよう。そうしてそれを解除する。長い間そういうふうなやうにしているものだから、いつの間にかみんながそういうふうな勘違いしているわけですよ。それは逆なんですね、法律のたてまえは、何と申したって。だから、そういう状態が今度は裁判所にまた反映してくるわけですね。それで、ときどき旅券法関係では負けるわけですね、国の側が。それはあまりにも法律のたてまえと旅券行政が背馳している証拠なんです。裁判所が国の側を負かすと、どうも最近の裁判所はけしからぬとか、そんなことを西郷法務大臣がこの前、えらいおっしゃって、だいたい問題にもなりましたが、そういうことじやなしに、そういう判断が出ればこれは多少自分のほうにも問題があるんじゃないやろうかと、やっぱ反省をすべきだろうと思ふんです。そうしませんが、これはともかく自分がそんな外国旅行する、未承認国へ行くんだ、政府はいろんなことを言うが、向こうとちゃんと打ち合わせできているし、そんな政府が心配になる保護の関係だつてもう心配ないんだと、第一、本人が、わしゃもうその点は心配ないから行くというものを、いや、それでもおまえはあぶないと、そんなこと言う必要がありませんかね、これ。そういうような理屈をくつつたりしてやらされぬわけでしょう。それで訴訟になるわけですよ。それで、具

体的にずっと法廷でやってみると、申請した人は、これは普通の人の、経済人。そんな、法律に書いてあるような大それた、国の公安じゃ利益じゃ、そんなことに少しも関係ない。考えようによつては、国の利益にもなると思われといううなことで国が敗れるわけですね。で、この十三条の一項五号については、これは憲法違反ではないという点は最高裁でも明確になっております。この点はわれわれだつてその前提で話しているんです。しかし、この条文そのものが憲法ではないということになつても、だからといって、それを運用する場合に、理由のないはたしな制限をする場合には、その点でそれは違法なやうな措置になるんだと、違法。憲法二十二条にやはり違反してくるかどうになるわけですね。裁判所はその点を言っているわけなんです、その点。だから、そういうことについてのもつと謙虚にならなさいかぬと思ふんです。まあ、ずいぶん行政訴訟があります。ちよいちよい負けるのがこの旅券、入管関係ですよ。これは行政に無理があるということなんです、無理が。これはまあ日本の全体の政治体制がそこへ反映していることは、これは私もよくわかります。わかりますけれども、個人には関係のないことでは。行政訴訟でも、たとえばなにですね、土地収用の関係なんかは、これは大体国なり企業者側が勝っておりますね。これは、国民のほうがああでもないこうでもないと言つて居るというふうな事案が多いものですから、自然にそういう結果になるわけですよ。

それから農地法なども、これはずいぶん行政訴訟が多かつたものですが、初めの間はずいぶん国が負けたんですね。それはやはり法律の専門家でない農業委員などが、そのときの農地改革という一つの政治的な線に乗つて、どんどん買ひ取つていくということが、やはり司法裁判所に来ると判断を受けるわけですね。したがつて、それが出れば、農業委員会——現在は農業委員会です、農業委員会でもちゃんとやはり処理のしかたを変えて

いつているわけですね。そこが私は大事なところだと思ふのです。そういうふうにならなければ、一体三権分立という基本というものがくずれます。政府自体がくずすことに私はなると思ふ。そういうことはね、いろいろな意味でまた妙なね返りが来ます。自分の都合のいい判決だけ政府は賞揚して、負けたやつはけしからぬと。やつておるやつが悪いのだ。裁判もほかの問題が起きておりますけれども、そういう問題をまた法務委員会です。やりますが、私は、この旅券並びに入管は、いわゆる再入国の問題ですが、この件についてはやはり考える必要がある。そうして、本人にどうしても行つてもうたいたくないと言ふんなら、旅券法としてはこれはやらさぬわけにはいかぬのだ。しかし、日本の政治的な立場がこういう状態だから、まあこの程度で遠慮してくれんかとか、これはまた別個の立場でおっしゃるなら、これはまた一つの筋なんです。ちやうど、旅券法ではいいけれども、外貨の関係で実際上はいいけないのだ。これはやむを得ぬと思ふでしよう、國民だつて。そういうすつきりしたことをせ

なけりやいかぬですわ。それを無理やりこの旅券法第十三条一項五号、これは同じ条文が今度の新しい旅券法にも入つてくるから私は言うんです。やはり国ですからね、ちやうど三百代言式に無理やり解釈を押し込んでいくというふうなことはやめたほうがいいと思ふのです。こういう点について、これは法務大臣にも関係あることですからね。法務大臣の場合は例の再入国問題です。日本における外国人、特に朝鮮人並びに中国人です。この方も外国旅行という点については憲法二十二条で保障されておるわけですね。入国とはいうけれども、これは一時的な外国旅行なんだ、実質的には。そういうふうな理解されている問題なんです。法務大臣に来てもらいましたのはそういう点なんです。だから、私がいま指摘した点ですね、もうすこしくふうのしかたがないものか。私の理論でいきますと、これはどうつといかなければならぬということになるわけでしょう、

どうしても。そんな申請している人はとてもこんなところに当てはまらぬですから、五号なんかには。それじゃ困ると言ふんなら、困らぬ手だてを考へればいいんです。どういうふうな考えたらいいの、具体案は私もちよつとこれは浮びませんけれども、それはまた別個の問題ですよ。そういうふうなどうしてならぬの。そうすれば、行政と立法府とそして裁判所と、この三つがぐつと分かれてくるのです。最近はこの三つがぐつと分かれておる。これは旅券法だけだからまだいいけれど、各法律については、そんなこと起きてごらんない。そんなあなた、順法精神なんて、そんなこと幾ら言つてもふつ飛んでしまいますよ。この二つの点、ひとつは閣下から、私の指摘している点、間違いかどうかおしやつてくだされ。

○國務大臣(愛知揆一君) お答になるかならないか知りませんが、少く先へ進ましていただきたいと思ふんですけれども、龜田さんのおっしゃることはわからぬでは決まてないんです。そこで、この委員会で前にも申し上げたことなんでしょうけれども、衆議院におきまして、この件についてはずいぶん熱心な御討議を行なつていただきました。この結果を、この間も御報告して——龜田さんいらつしやしませんでしたから簡単に申し上げますけれども、政府といたしましては、衆議院の外務委員会におきまして、もう申し上げております。採決の直前におきましての私の考え方ですが、旅券法の一部改正案は、いずれの地域に対しても渡航の制限をする目的に出たものではございません。かつ、いずれの地域に対する渡航の自由につきましても、善意をもって措置いたしますと、こう申し上げております。それから、「善意をもって措置する」というのは、相手側が入境を認めました場合には渡航手続の簡便化をはかりつつ善処することでありまして、ということも申し上げております。ただ、この背景になつておりますのは、未承認国でありまして、先ほど申し上げましたように、その国内の事情、あるいはその国を取りまく隣国その他の国際

的な環境その他において特殊の事情がございますから、未承認国と申しまして、あるいは共産国と申しまして、単数でございませぬのですから、その間に相当の相違がございます。そういう点はひとつ政府にも考えさしていただきたい、こういう背景のもとに、ただいま申しましたような見解を明らかにいたしたわけでございます。

それから、渡航の手続の簡便化につきまして、従来未承認共産圏に入国を希望される向きには、多くの渡航の趣意書というものを申請以外に取っておりますが、この書類の部数も大幅に簡素化いたしますし、それからその旅券の申請書と同時に提出していただく。従来は趣意書を先にたくさんいたして、関係各省で審議をいたしまして、それから旅券の申請手続を受け付けたわけでございます。そういう点は大幅に簡素化いたしたいと思つて、申請期間というものがかなり短縮、交付に至りますまでの日数もかなり簡素化されるべきでございます。こういうことも申し上げたわけでございます。そのとおりに実行いたしたいと思つておりますことを申し上げておきたいと思つております。

○龜田得治君 いまおっしゃった線、もつと具体的に聞きたい点もありますが、まあ、それはやはり実際の運用ということが非常に大事だと思うんです。もう少し具体的にいろいろ聞くということも、なかなか大臣の立場もあらうと思つて、これは控えておきますが、原則と例外が今まででは逆になっていたと、そのために旅券問題について三者の衝突が、矛盾があるような印象を世間に与えておる。これはやはり、これからますます運用に運用していつてほしいと、こういうこととね。たとえば昭和三十五年の四月二十八日の、これは中国行き旅券問題ですね。宮本顯治君の旅券申請を却下したことに對する東京地裁の判決理由なんですけれども、「單に渡行先がわが国と国交未回復の国であるというだけで直にその渡航が前記規定のわが国の利益を害することになると解することは、右規定の制定過

程——「右規定」というのは、旅券法第三条一項五号——その制定過程。あとからつけたりするものなものは、それは若干の変化というのは、法の運用上、裁判所だつて考えますよ。だけれども、無から有を生ずるようなことは、そんなことはなかなか承認しませぬよ。だから「右規定の制定過程、その規定の仕方」——「規定の仕方」というのは、これは何と云つた個人を中心に考へておるわけですね。「規定の仕方」等から考へて不当な拡張解釈というべく、国民の渡航の自由を實質的に否定する結果となるもので許されぬものと考えられる。まあ、ごたごたいろいろ書いてあります。が、だから、この点はぜひこういう考へ方を、先ほど受知外務大臣がおっしゃった、今後の運用の中に生かしてほしいですね。同じ判決——地裁はともよく政府にたつてくたない感じがもしませんが、この判決に對して国のほうから控訴があつて、そして第二審の東京高裁の判決がまた出たわけですね。これも政府側が負けておるわけですね。で、その中で、なるほど行政権行使について、自由裁量のまかされてゐる範圍に裁判所が介入することは適當ではない——政府の立場も十分裁判所は考慮しておるわけですね、この言い方は。適當ではない、しかし、渡航の自由という侵害することのできない基本的人権が自由裁量の範圍を逸脱して制約される場合、これを救済することこそ裁判所に課された最大の任務でなければならぬといふ言ひがある。おそろく控訴申し立てにおいて、政府の自由裁量の範圍だ、そういうことに裁判所はあまりくちばし出すなというふうな趣旨のことを強調したのだと思つて、それに対してこういう判決。

それから、これは私もタッチしておるから記録を持つてきたのですが、例の朝鮮の再入国の問題ですね。二十周年記念に在日朝鮮人が行つて帰りたいという問題、これは再入国となつておりますが、實質的な判断は、日本に在留を認められておる人ですから、したがつて日本人と同じ立場で考へる。したがつて、当然これは憲法二十二条によつて保障されておる立場の人だという考へですね。手続は再入国ということであつてくるわけですね。で、これにおいても、結局、結論的には、「再入国許可申請者が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたおそれがあるなど公共の福祉に反する場合に限つて、再入国の許可を拒否することができるにすぎない趣旨と解さなければならぬ」と、こういうことで、個人の行為としてやはり見ていかなければいかぬ。これは朝鮮人の再入国の問題についての第一審判決ですが、これまた政府の控訴によつて高裁に持ち込まれた。高裁ではやはり政策との關係が相當大きな論議になり、それに対してこういう判断を示しておる。「或る人々が本来享有する海外旅行の自由を行使することとが、たとえ政府の當面の政策に沿わないものであつても、政策に沿わないといふことのみで自由裁量の行使が公共の福祉に反するとの結論は導かれないのである」、こう言つておるわけですね。だから、裁判所はそこまで公共の福祉と政策と個人の基本的人権といふものを掘り下げて考へてきておる。そういうところに、私は裁判所を非常に信頼していいと思つておる。いつ政策がかわるかわからぬし、同じ政策であつても、また政策がいつ変わるかわからぬわけですね。そういうことにとらわれなくて、裁判所がそこまで突つ込んで考へてゐる。決して、そんな政府の立場を頭から無視するような裁判所はないのですよ。にもかかわらず、こういう結論を出してきておるわけですね。これは私は尊重してやつてほしいと思つておる。あとに述べた再入国のやつは、現在最高裁に行つておりますがね。最高裁がどういふ最終判断を出すかわかりませんが、従来の傾向から言いますと、これはいろいろ言う人もありますが、ここで私の感じを言つて、あとで間違つておつたらちよつとぐあい悪いから、それは言ひませぬがね。いま私が申し上げたような司法の判断ですね、直ちにそれに従ふといふことはなかなか言ひにくいだろうと思ひます。だいたいギャップがありまうから。ことにあとのやつは、最高裁にまだ

行つて確定しておらぬわけですが。しかし、そういう判決を、いや、それはそれだといふようなことを政府がおつしやることは私はないと思ふ。だから、そこで両大臣に、私がいま引用した四つの判決ですね、こういうものを旅券行政の中に生かしてもらへるかどうか、そういう点についてひとつ承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) たいへん私、率直に申しまして、政府の立場に對しても御理解のある御質問をしていただいてありがたいのでございますが、政府といたしまして、最高裁の判決、これは幸いにして旅券法に關する限りは最高裁の判決は政府の見解を大體支持してくれておるよう思ひますけれども、しかし、地方裁判所の判決等、ただいま御引用になりましたような点も、十分私どもとしては意を体して、そして先ほど申し上げましたように、この旅券法につきましては、やはり未承認国に對する扱いが、ほかの國々に對しましては、御承知のように、今度の改正で非常に楽になるわけでございますけれども、したがつて、未承認国に、個別審査といひますが、これが残るわけですから、その審査にあたりましては、そういった点も十分ひとつ念頭に置きまして、先ほど述べましたような原則によつて個別的に慎重に検討してまいりたい。その気持ちとしては、先ほど申し上げましたように、制限をするという目的で制定された法律ではないといふことを頭に置いて處理に当たりたいと、こういうふうな考へております。

○龜田得治君 法務大臣、どうですか。

○國務大臣(小林武治君) 裁判所の判決に従うあるいは尊重するのはこれは當然でありますし、したがつて、他の一般の事案についても、参考にすべきことと、こういうふうな考へます。

○龜田得治君 いや、基本問題はこの程度にいたして先へ進みたいと思ひます。

まず、これは衆議院でも相當論議されたことですが、いま広州で開かれてゐる交易会ですね、このために日本における華僑總會の方々が行きたいと

いうことで申請がありましたが、十三名が許可されなかった。まあ、政府としては、従来の里帰りから一歩ワクを上げたんで、その努力は認めてくれるという意味のことを衆議院等もおっしゃっているわけですが、その点はよくわれわれ理解するわけですね。理解いたしますが、この十三名が不許可になったという理由がどうもはつきりしないわけなんです。私が先ほどから申し上げておるような立場で考えるならば、何も十三名の方にそんな危険な行動が予想されるというものは私はなかならうと思うのです。もしあるなら、それをおっしゃっていただければいいですがね。どうもそういう点の説明もないようだし、はなはだその点が不明確なんです。これは法務大臣のほうの所管だと思いますが。

○国務大臣(小林武治君) これは、従来御承知のように、要するに、再入国の場合は、未承認国については、あるいは親族を訪問するとかあるいは墓参をするとか、そういうふうな主として人道的立場においてのみこれを認めた。先般の場合は、それを拡張して、経済問題についても、日本の利益に合うと、こういうふうなことにについてはひとつそこまで拡張しよう、ということでも認めたわけでありまして、その承認をされなかった者は、そういう趣旨から言うて、貿易の関係者ではなかったとか、単なる世話役であつたとか、こういうふうな個々の審査によつてして十三名の承認ができた、こういうことであります。あれは別段、御承知のように、団体で申し込まれたというものでありませんで、渡航というものは、やっぱり一人一人についての妥当性を審査して認めると、こういうことで、大体貿易とか経済とか、そういう関係の方に限定する。その中には、いま私が申したように、貿易に関係のない人もある。あるいは単なるお世話で行く人もある。こういうふうな人がありましたから、そういう方は除いた。大体私が申したような理由でやつておりますが、もしももっと詳しくと言うならば、局長からお答えをいたします。

○亀田得治君 局長からでもいいですが、十三名のうち四名は華僑総会の事務局の人のようですね。そういう世話役というものが必要な場合が多いわけですね、ことさらに私は除く必要がないと思ひますね、本体が認められておるのですから。あとの九名の方は、これは全部貿易に関係のある人なんです。貿易には関係があるが、華僑総会の役員とか、そういうふうなところが取り上げられておるんじゃないですか。だから、その辺、もうちょっと詳しく局長からでも説明してください。

○政府委員(吉田健三君) ただいまの御質問にお答えしますが、三十一名の申請者の中で十三名の方が不許可になったということ、そのうちの四名は華僑総会の事務局員、あとの九名が、それぞれ貿易もやつておられますが、同時に、華僑総会の指導的な立場にある役員にもついておられた。そこで、先ほど両大臣から御答弁がありました基本方針によりまして、個別審査で、直接広州交易会に深いかわり合いを持つている方を中心に個別審査したわけでございます。本件は、先ほどの法務大臣のお話のように、新しい先例として一歩踏み切った段階の問題であるわけでございますが、いろいろな立場からそれぞれ異なった意見もあることは当然先生が御推察くださるところであらうと思ひます。ここで複雑な要素が加味されておるところ、最も有効に実現可能な線を打ち出してこれを促進していくということを私たち関係者として審査いたしましたときに、事務局の方はまあ四名、若い方ですが、これは貿易には直接関係ない方でお世話役と。しかしながら、オリンピックの団体のマネージャーとかコーチとかいうのと違ひまして、貿易を直接やつておられる方の、しかもことばもできるし、事情にもそうふなれではない、ある意味では母国と言つておられるところに行かれるわけありますから、団体行動というところではないのでございまして、むしろ、個々に自分で取引をされるというのがたてまえであらうかと思ひわけでございます。したがひまして、事務局

局というのは、これは必ずしも今度の一歩踏み切った段階における情勢におきまして不可欠な必要性のものではないであらうというふうに考えられるわけでございます。

次に、九名の方が華僑総会のそれぞれの役員についておられるということも、確かにそれぞれの責任ある政府内との関係機関におきましていろいろな角度から検討されたわけでございます。しかし、役員についておられるという自体からは、だれそれは役員についているからいけないというところではございませんで、現に許可になっておる二十一名の中に役員についておられる方もあります。そこで結局、いろいろな意見の出ている中で、この新しい方向を一歩踏み出していくというところ、広州交易会は毎年春、秋と二回あるわけですが、今度二十一名の方に積極的に参加していただいて、その効果、結果をさらに検討して、今後はいかにどの程度のものが実現必要かということがあるいは検討されることになるかと思ひわけでございますが、いまの段階におきましては、角をためて牛を殺すようなことになってはいけない、いろいろな関係の意見を総合しまして、政府として二十一名の方が許可になった、こういう結論になったわけでございます。

○亀田得治君 個別審査と言いますが、これは十三名の本人の方に事情をお聞きになりましたか、直接。

○政府委員(吉田健三君) すべての方には聞いておりませんが、間接的にも、また私直接ではなくても、私の部下の人が会つて話を聞いておるケースもございまして。

○亀田得治君 十三名について私お聞きしているんですが、十三名の方に直接、あなたの部下でもいいですけども、だれとだれに聞いたんですか。

○政府委員(吉田健三君) ただいま、だれとだれに聞いたか、ちょっと手元に正確な資料がございませんので、いまの点はお答え申し上げかねます。

○亀田得治君 これはまあお調べになつて御報告願ひたいと思ひます。といひますのは、皆さんのほうは、まあ警察とかあるいは公安調査庁の資料とか、そういうものをよりどころにしていろいろ検討されたと思ひます。しかし、こういう本人の基本的な人権に関する問題については希望がいられないというふうなおそれのあることについては、これはやはり直接本人に適當な方が聞く。これはもう最小限度大事なことなんです。そういう、調査といひましても、案外、本人に聞いてみたら、ああそういうことだったかということとがたぶんあるわけですね。だから、裁判所でも、いわゆる間接的な証拠なんというものはこれは証拠価値がないわけなんです。そんなことはまだたくさんあるわけでしょう、日常。だから、そういう、まああなたが調べになつても、あるいは一人か二人に聞いておるかもしれないが、ほとんど聞いていないんじゃないですか。私はそういうことはよくないと思ひます。認める場合はいいですよ、認める場合は。人の喜ぶことをするんだから、そんなにごちゃごちゃせぬでもいいです。

そこで、もう一つお聞きしますが、個別審査をした。で、この人は從來どういふことをやつておつたかと、そういうことだろうと思ひますが、しかし、この人が中国に行つて何かやりやせぬだろうか、いわゆる公安なり国益、これに直結していくようなことをやりやせぬだろうか、そういう判断をしたんですか、せぬのですか。その辺は、まあまあ今度初めてやるんだから、三十四名のうち二十一名ですか、行きやたいしたものじゃないかというふうな気持ちで処理されておるのか、どっちなんですか。そこをちょっと確かめておきたい。

○委員長(長谷川仁君) 吉田局長、ちょっとお伺ひしますが、答弁に先立ちまして、ただいま亀田委員から、この十三名に関する資料請求がございましたが、この資料報告はできますか。

○政府委員(吉田健三君) だれに会つたかという

点でございますか。

○龜田得治君 直接調べをした……

○政府委員(吉田健三君) 直接調査をした対象の方はだれだかということですか。

○龜田得治君 次回までに出してください。

○政府委員(吉田健三君) 龜田先生の言われる、直接調査の必要性につきましては、私も同感でございます。できるだけ私たちがそういうふうに行いたいと思ひます。ただ、個別審査の内容といふのはきわめて微妙であり、かつ個人にかかわりのある点がございますので、公に、どういうふうに出して、どういうふうな調査をしたかといふことは、なかなか思われる点もございまして、直接調査の結果の資料を提出するかどうかといふ点につきましては、ただいま直接お答えすることを留保させていただきます。

○龜田得治君 私は、調査の内容のこまかいことを一々聞いては、それは個人の秘密に関するところもあるでしょうし、そんなことは当然私もわかっております。ただ、その行政の進め方として問題を考へておるのです、進め方として、本人が真剣な気持ちで出しておるものを、本人の言ひ分を聞かないで没にしてしまう。そういう処理のしかたはよくない、こういう意味で言っているわけですから、本人に直接当たったか当たらないか。もし当たったとしたら、だれとだれにはだれが当たった、その点だけでいいです。中身まで出せとは言いません。それだったらいいでしょう。

○政府委員(吉田健三君) 個々の方が真剣に申請を出されたということでありましたが、実は華僑總會のほうから、一括して名前をずっと書いて、これを考へてくれということでも申請が出ておる。個々の方の陳情なり具体的な説明は、申請者のほうからも積極的にわれわれにはなされなかつたわけでございます。全体としてこれだけの人が希望者ですという資料を私たちが預かつたわけでございます。もちろん、先生十分御承知のように、旅券を持たない人たちがございまして、正式の手続としましては、多少適式行為であるかどうか

問題があるわけでございますが、個々の人が申請を出すというのがたてまえでありますけれども、今回は一括した書類で、一括——ただ陳情書という形で置いていかれたわけでございます。しかし、事の内容に目をつけてございまして、ただいま御指摘の点につきましては……

○龜田得治君 当たったか当たらないかのところだけを知らしていただきたい。これだけなら簡単なことです。これはいいでしょう。中身まではいいわけ

○政府委員(吉田健三君) これは法務省だけがやつたわけじゃございませんで、法務省は最終的に調整して、法務大臣の権限によつて本件の許可がなされたわけでございますけれども、いろいろな関係機関において調査と意見を総合して私どものほうに出されておるわけでございますから、各方面がどういふふうな調査をしたかといふところまで具体的に、本人にどういふふうな会ひ方をしてどういふふうな聞いておるかといふことになりまして、非常に複雑になつて微妙になつてくると思ひますので、非常に困難であらうといふふうに考へております。

○森元治郎君 関連して。

私は渡航関係でいつも感ずるのですがね、局長。今度は三十四名から申請が出てゐるが、この三十四名中三十一名を再入国許可したわけですね、今度は七割でいいとか、今度は六割でいいとかといふふうになつてしまつて、だかから、七割なら二十何名とか、その範囲で選んでゐるような。問題を非常にシリアスに、いまおっしゃつた、一人一人を各関係機関がいろいろ調べているというお話だけれども、それはどシリアスでなくて、大ざっぱに取り扱つてゐるのじゃないかといふ印象を受けるのですが、違いますか。

○政府委員(吉田健三君) ただいまの、パーセンテージを先に出してそのワキにはめていったといふようなことは毛頭ございません。これは、いろいろな立場の人によりまして意見がそれぞれ違つて

おると先ほども申し上げたわけでございますが、極端な意見では一人も出す必要がないという意見もございまして、それから、非常に多くと多く出すべきではないかという立場の方もある。いろいろそういう関係を調整いたしまして、個別的に審査をして、結局二十一名という線が出たので、最初にワキをきめて当てはめたといふことは毛頭ございませんので、もしそういう印象を与へたとすれば、今後さらに注意していききたいと思ひます。

○國務大臣(小村武治君) 私からちよつと申し上げておきますが、いまの問題は、私からどの程度なといふことは指示したこともございせんし、結果的にこの程度が許可できると、いろいろの調査の結果、私に申し出がございましたので、最終決定は私がしたと、こういうことであります。まあ、いまいろいろお話ありますことは、これは今後必ず問題が起きてくる、こういうふうには思ひますから、個々の調査にしましても、龜田委員がいろいろ言われたこと、こういうことは参考にして今後にも対処したいと、かように考へます。

それから、いま申すように、個々にどういふ調査をしたとか、あれに当たつたとかこれに当たつたとか、こういうようなことは、私は、役所としてそういうことは公の席で出すべきことではないと、こういうふうに思ひます。しかし、やり方はもう、お話しのように、やっぱり人権に関するところだから、われわれのほうも慎重にいたして、そうしてお話しのような趣旨に沿つてやるべきだと、かように考へます。

○龜田得治君 外務大臣、十二時半でしたかね。

○委員長(長谷川仁君) 龜田委員にお願ひしたいのですが、いまの資料請求の件は後ほど理事会で打ち合わせたいと思ひますので。

○龜田得治君 そうですか。そうしてください。名前など内容にまで触れぬでもいいから、行政のあり方としてお聞きしているだけですから、内容まで知りたいのじゃないのですから、そういう手

続が踏まれておれば、われわれもあとはもうおまかせしていいわけだ、ある意味で。そういう意味で聞いているのですから、理事会でひとつ御相談願ひます。

そこで、さつき中途はんばになつたのだが、その個別審査をする際のねらいですね。過去のことを調べたのか。この人が行つて何をやるだらうかと、どつちを重点に置いて調べたわけですか。そこだけおしやつてくだされ。あんまり時間ないので簡単に。どつちでもいいから。

○政府委員(吉田健三君) 個別審査の重点は、個々の人がこの交易会に出ることによつて、積極的に貿易促進あるいは国の利益にどういふふうな役立つかといふことを積極的に調べたわけでございます。在留管理の面から、許可を出すとなすいのではないかと考へる方がさらに別の観点からこれにつけ加つておるわけでございますが、いままでの経歴もそれから今後の動向といふことも総合的に考へられておるが、具体的にどういふ程度に考へておるかは、個人の資料によりましてこゝで正式に言うのはちよつと、審査の内容でござい

ますので、遠慮したいと思ひます。

○龜田得治君 まあ、また法務委員会でもなお聞く機会があるかもしれませんが、いまおっしゃつた中で、この人たちが行くことによつて国の利益にどういふふうな役立つかといふふうなことをちよつとおしやつたわけですが、これは私はちよつとおかしいのじゃないかと思ひます。よ。国の利益に反してはいかぬと、この法律は押えておるのですよ。そんな、あなた、積極的に日本の国の利益にだけプラスになるかと、そんなことまで法律は要求もしておらぬし、また、そんなことを要求するのはそれは間違ひですわ。だから、もしそういう基準があるとしたら、一体そんな基準どこからどういふ根拠で持つてきておるのか、ちよつと聞いておきたいのだが、それはもう課題にしておきますわ、外務大臣にもうちよつと聞きたいのですから。それは忘れぬようにしておいてくださいよ。

それで、華僑総会に対して、どうも外務省なり法務省なり、何か偏見を持っているのじやないかという感じがするので、見ていて。華僑総会は、御存じのように、在日華僑の愛国団結、相互援助、それから権利擁護、日中友好、こんなようなこととまとまっておる団体なんです。自分たちの仲間の団体なんです。もちろん、この人たちに關係のある問題が出てくれば、それに対して国会に陳情に來たりいろいろいたします。しかし、それは私は当然だと思ふんです。どこの国に行つたて、その国における外国人は懇願に行くと思ふんです。しかし、それを飛び越えて日本の政治に介入するとか、そんなことはしておりませんよ、そんなことは。だから、その辺に何か、系統が違ふとかないかというところで、何か偏見と誤解があるように思ふんですが、そういう点はないですか。これは両大臣、たいへん大事な根本問題ですから、ちよつとお聞きしておきます。

○國務大臣(愛知揆一君) 格別偏見を持つたというようなことはないと私は考えておりますが、ただ、何ぶんにも、中國問題というものはなかなか複雑で微妙な問題でもございますので、そういう関連において、やはり十分注視しておく必要はあるんじゃないかと考えております。

○龜田得治君 法務大臣、どうですか。

○國務大臣(小林武治君) 私も別段偏見は持つておりません。

○龜田得治君 まあ、ここでお聞きしているとスムーズにいくなんですが、なかなか實際になると、こつつかえるわけですが、あとから、局長にちよつと調査願つておつた件は聞きます。先に大臣のほう。大臣が出られてから聞くことにいたします。

そこで、朝鮮の問題をじゃあ一点外務大臣にお聞きしますが、昭和三十六年四月二十日の韓国に對する口上書を出してから、北朝鮮との貿易、ずうつと続いてきているわけですね。年々若干ずつこれがふえていっております、御承知のとおり。私は、貿易が進めば當然それに関連して人の往來

もくつづくのが当りまえだと思ふんですね。だから、將來これはふえる見込みがあるわけですから、當然これはふえていくと思ふんですね。ふえなきやならぬと思ふんです、往來する人が。で、貿易はふえるけれども、人は実績どおりだと、こんなことは私はないと思ふんですね。それでは、いままでよりも減らしたと、實質的にはそういうことにわれわれは感ずるわけですね。だから、その点はいま議論やめて希望しておきますが、二十一日のソウル新聞ですが、韓国は今度は共產黨貿易を検討し始めた、こういう記事が出ておりますね。これも韓国も、實際問題として、そのほうが、そうせざるを得ないということに、だんだん貿易量がふえれば、なっていくだろうと思ひます。いままでそういうことをきらつておつたわけですね。そういう立場からも北朝鮮と日本との貿易に對してはいふん文句をつけているわけですね。今度は自分のほうでもそういうことを検討し始めておるわけですね。担当の李大臣の談話としてソウル新聞にそういうことが出たわけですね。これは政府系の新聞ですから間違いないと思ふんですが、もちろんその内容は、共產黨といつても北朝鮮を相手にしておるのではないようですね。しかし、それにしても、そういう変化が韓国自身にも出ていくということであれば、私は、日本と北朝鮮との貿易について従来以上の積極的な立場をおとりになつても何となくそこはスムーズにいくなじやないか、愛知さんの立場に立つても——という感じがして、いすれにしてもこれはいいことだというふうに感じているのですが、その点どうでしょう。

○國務大臣(愛知揆一君) 私はこの二十一日の韓国政府の談話を申しますものはまだ見ておりませんが、分析もいたしておりますが日本の立場としましては、従来の貿易の実績などもございまして、渡航の問題についてはケース・バイ・ケースに慎重に検討してまいりたいと考えております。

○龜田得治君 いわゆる横すべりに對して今度は罰則がついているわけですね。罰則自身について

私たち非常に問題にしているわけですが、しかし、いま罰則を取つてくれと言つても、なかなか政府としも応じられる立場にないこともわかります。したがつて、罰則の前提でお話をしますが、罰則をつける以上は必要な人数はやつてやらなければならぬということが當然これは裏につくわけですよ、実績でなしに。人を満たしてやらないで罰則つけているというたら、つけているほうが悪いということになりますから、何といつたて。だから、罰則と必要性、まあ数など言う必要はありません。必要性の充足というものは、これはもう表裏一体だというふうに理解していいと思ふのですが、どうですか。

○國務大臣(愛知揆一君) お話しのとおり罰則がつけましたから、正常な経済目的というようなことに對してはわざわざそこから入り込んできて罰則の対象になるというようなことは避けるような運用をしなければならぬ、そういうふうな考えております。

○龜田得治君 それじゃもう一つ、今度はまあたとえは中國行きの旅券をもちつて北京に行つた。ほんとに初めから予想しない——北京に行つていて、朝鮮との關係ができて、行かなければならぬというようになつた場合、あるいはまた、反対の場合もあると思ひます。そういう場合に、今度罰則がありますから、政府の了承を取らなければいかぬわけですが、たとえば電報で外務省のほうに連絡する。電報でそのイエス、ノーを打ち返していく。こういう便法というものは講ぜられるかどうかということですね。といひますのは、最初の旅券を取る場合に政府としてもちゃんと所定の審査をやつておるわけですから、どういふ人だということはおおよそわかつておるわけですね。だから、これは当初予想しない事態です。いままでの横すべりと違ひ、これはほんとうにそこへ行つてから——そうでなければ初めからこつちで取つて行けばいいのだから、いま私の申し上げたやうなことが起きた場合に電報などでやるといふのはできるかというふうなことは検討できま

すか。

○國務大臣(愛知揆一君) まあ第一に、なるべく初めからわかるようにしておいていただきたいというところは希望いたしますが、しかし、貿易の商機を逸するといふようなことが渡航先で起きたやうな場合においては、できるだけ便宜の措置は講じて差し上げた、こう思つております。具体的に電報でどういふふうになるかと、これは事務局にもいろいろいま検討してもらつておるところでございます。主義として、できるだけ簡便な措置ができるようにしてあげたい、こういう気持ちでおります。

○委員長(長谷川仁君) 他に御発言もなければ、本案に對する質疑は、本日はこの程度といたします。本日はこれにて散會いたします。

午後零時三十分散會

四月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に關する議定書の締結について承認を求むるの件

窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に關する議定書の締結について承認を求むるの件

窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に關する議定書の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求むる。

窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に關する議定書

下名の全權委員は、各自の政府の名において、窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス

及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案を戦争に使用することが、文明世界の世論によつて正当にも非難されているので、

前記の使用の禁止が、世界の大多数の国が当事国である諸条約中に宣言されているので、

この禁止が、諸国の良心及び行動をひとしく拘束する国際法の一部として広く受諾されるために、

次のとおり宣言する。

締約国は、前記の使用を禁止する条約の当事国となつていない限りこの禁止を受諾し、かつ、この禁止を細菌学的戦争手段の使用についても適用すること及びこの宣言の文言に従つて相互に拘束されることに同意する。

締約国は、締約国以外の国がこの議定書に加入するように勧誘するためあらゆる努力を払うものとする。その加入は、フランス共和国政府に通告され、同政府によりすべての署名国及び加入国に通告されるものとし、同政府による通告の日に効力を生ずる。

この議定書は、フランス語及び英語の本文とともに正文とし、できる限りすみやかに批准されなければならない。この議定書には、本日の日付を付する。

この議定書の批准書は、フランス共和国政府に送付するものとし、同政府は、直ちに各署名国及び各加入国に対し当該批准書の寄託を通告する。

この議定書の批准書及び加入書は、フランス共和国政府に寄託しておく。

この議定書は、各署名国につきその批准書の寄託の日に効力を生ずるものとし、その署名国は、その時から、すでに批准書を寄託している他の署名国との関係において拘束される。

以上の証拠として、全権委員は、この議定書に署名した。

千九百二十五年六月十七日にジュネーブで、本書一通を作成した。

ドイツのために

H・フォン・エツカルト

アメリカ合衆国のために

セオドル・E・バートン

ヒュー・S・ギブソン

オーストリアのために

E・プフリーユグ

ベルギーのために

フェルナンド・ペルツェル

ブラジルのために

海軍少将 A・C・デ・ソウザ・イ・シルヴァ

陸軍少佐 エシュテヴァオン・レイタオン・デ・カルヴァーリョ

英帝国のために

本官は、本官の署名がインド及び国際連盟の単独の加盟国である英国自治領であつてこの議定書に別個に署名又は加入をしないものを拘束しないことを宣言する。

オンスロー

カナダのために

ウォルター・A・リデル

アイルランド自由国のために

インドのために

P・Z・コックス

ブルガリアのために

D・ミコフ

チリのために

陸軍中将 ルイス・カブレラ

中国のために

コロンビアのために

デンマークのために

A・オルデンブルグ

エジプトのために

アーメッド・エル・カドリ

スペインのために

エミリオ・デ・パラシオス

エストニアのために

J・ライドナー

エティオピアのために

ゲエタチオウ

ブラタ ヘロウイ・ヘロウイ

A・タスファエ

フィンランドのために

O・エンケル

フランスのために

J・ポール・ボンクール

ギリシャのために

ヴァシリ・デンドラミス

ハンガリーののために

イタリアのために

ピエトロ・キミエンティ

アルベルト・デ・マリニス・ステンダルド

日本国のために

松田道一

ラトヴィアのために

陸軍大佐 ハルトマニス

リシアニアのために

ドクトル ツァウニウス

ルクセンブルグのために

Ch・G・ヴェルメル

ニカラグアのために

A・ソティール

ノールウェーのために

クリスティアン・L・ランゲ

パナマのために

オランダのために

W・ダウデ・ファン・トローストワイク

W・フエリン

ペルシャのために

ポーランドのために

将軍 カジミール・ソスンコフスキ

G・D・モラフスキ

ポルトガルのために

A・M・バルトロメウ・フェレイラ

アメリカ・ダ・コシュタ・レーメ

ルーマニアのために

政府の承認を条件として

N・P・コムネ

将軍 T・ドゥミトレスク

エル・サルヴァドルのために

J・グスターヴォ・ゲレーロ

シヤムのために

M・C・ウィブ

スウェーデンのために

エイナル・ヘニングス

スイスのために

批准を条件として

ローナー

エドモン・ミューラー

セルブ・クロアチア・スロヴェニア王国のために

J・ドゥッチ

将軍 カラファトヴィツ

海軍中佐 マリアセヴィツ

チェコスロヴァキアのために

ドクトル ヴェヴェルカ・フェルディナン

トルコのために

M・テヴフィク

ウルグアイのために

エンリケ・E・ブエロ

ヴェネズエラのために

C・パラ・ペレス

四月十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、世界連邦建設に関する請願(第一七九四号)

(第一八一九号)

一、米国の繊維品輸入規制反対に関する請願

(第二〇一〇号)(第二〇一一号)(第二〇一二号)

(第二〇一三号)(第二〇一四号)(第二〇一五号)

五号)(第二〇一六号)

第一七九四号 昭和四十五年四月三日受理

世界連邦建設に関する請願

請願者 東京都渋谷区恵比寿一ノ三ノ六 杉田ミヨ

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第一八一九号 昭和四十五年四月四日受理

世界連邦建設に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市山ノ内一、四〇二 朝比奈宗源

紹介議員 鹿島守之助君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第二〇一〇号 昭和四十五年四月八日受理

米国の繊維品輸入規制反対に関する請願

請願者 横浜市港北区日吉本町一、八二七 柴田英一郎外三十名

紹介議員 片山 武夫君

米国の繊維品輸入規制に反対し、左記事項の実現を要する。

一、現在、アメリカ合衆国政府から日本国政府に提案されている「繊維品(毛製品・化繊)の輸入規制」に關し、日本国政府は、昨年五月九日衆議院本会議で満場一致可決された「米国の繊維品輸入制限に関する決議」(決議第五号)並びに同年四月四日の衆議院商工委員会及び本年三月二十六日の参議院商工委員会で行なつた「米国の繊維品輸入制限に関する決議」を日本国政府の基本方針として最後まで遵守すること。

二、現在、日本国政府がアメリカ合衆国政府との間で進めている「米国の繊維品輸入規制」交渉を即時中止し、これをただちにガットの場に移行し、関係国による多国間交渉により解決を図ることを日本国政府の方針として努力すること。

理由

一、今回、米國が日本に強要しようとしている「繊維品の輸入規制」は、一貫して自由貿易の拡大を主張してきた米國が、みずから世界の貿易体制に逆行するような方策をとることになり、明らかにガットの精神に違反するものである。

二、さらに米國のこのような貿易制限措置を方一日本政府が認めるならば、他國からの日本に対する不信感を高め、自衛措置を余儀なくさせ、かつ世界貿易の縮小をもたらす、国際協調をそこなうことになる。

三、また、米國の繊維産業は、生産、販売、雇用も好調を続けており、米國が最近提出したインジュリー(被害)のデータもその根拠がきわめて薄弱であり、輸入規制をすべき理由がない。

四、このような措置は、日本全体の利益をそこない、とりわけ繊維関係者九百万人の生活をおびやかす、他産業にも波及し、日本経済は大打撃を受けることになる。

五、以上のとおり、今回の米國の提案は一方的かつ不当なものであり、日本政府はよろしくガットの精神にのっとり、国民世論を背景に、本提案を米國に断念させるため、その総力を結集して最善をつくすべきである。

第二〇一一号 昭和四十五年四月八日受理

米国の繊維品輸入規制反対に関する請願

請願者 埼玉県所沢市榎町一ノ一五東レオパート三〇三三 高田義雄外二十四名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇一二号 昭和四十五年四月八日受理

米国の繊維品輸入規制反対に関する請願

請願者 大阪府貝塚市沢八八五ノ一 田端繁外十二名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇一三三号 昭和四十五年四月八日受理

米国の繊維品輸入規制反対に関する請願

請願者 兵庫県西脇市和田町 藤本亮子外六名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇一四号 昭和四十五年四月八日受理

米国の繊維品輸入規制反対に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉上ノ二五 平井京子外八十五名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇一五号 昭和四十五年四月八日受理

米国の繊維品輸入規制反対に関する請願

請願者 京都府久世郡城陽町字平川 勝間勇外十名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇一六号 昭和四十五年四月八日受理

米国の繊維品輸入規制反対に関する請願

請願者 大阪府茨木市園田町一ノ二二 古橋由紀夫外三名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

四月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に關する条約の締結について承認を求めの件

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に關する条約の締結について承認を求めの件

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に關する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に關する条約

この条約の当事国は、次のとおり協定した。

第一章 条約の適用範囲

第一条

この条約は、次のものについて適用する。

(a) 刑法上の犯罪

(b) 航空機若しくはその機内の人若しくは財産の安全を害し若しくは害するおそれがある行為(犯罪であるかどうかを問わない)又は航空機内の秩序及び規律を乱す行為

2 この条約は、第三章の場合を除くほか、締約国において登録された航空機内の者により当該航空機の飛行中に又は当該航空機が公海の水面上若しくはいづれの国の領域にも属しない地域の地上にある間に行なわれた犯罪又は行為につき、適用する。

3 この条約の適用上、航空機は、動力が離陸のために作動した時から着陸の滑走が終止する時まで、飛行中のものとみなす。

4 この条約は、軍隊、税関又は警察の役務に使用される航空機については適用しない。

第二章

第四条の規定の適用を妨げることなく、また、航空機又はその機内の人若しくは財産の安全のために必要とされる場合を除くほか、この条約のいかなる規定も、刑法法規のうち政治的性質を有し又は人種若しくは宗教による差別に基づくものに反する犯罪に対する措置を承認し又は要求するものと解してはならない。

第三章 裁判権

1 航空機の登録国は、当該航空機内で行なわれた犯罪及び行為について裁判権を行使する権限

を有する。

2 各締約国は、自国において登録された航空機内で行なわれた犯罪につき、登録国として裁判権を設定するために必要な措置をとる。

3 この条約は、国内法に従つて行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第四条

登録国でない締約国は、飛行中の航空機に対しては、次の場合においてのみ、その機内で行なわれた犯罪につき刑事裁判権を行使することを目的として干渉することができる。

(a) その犯罪が、当該締約国の領域に対して影響を及ぼすものである場合

(b) その犯罪が、当該締約国の国民若しくは当該締約国に恒久的な居所を有する者により又はそれらの者に対して行なわれた場合

(c) その犯罪が、当該締約国の安全を害するものである場合

(d) その犯罪が、当該締約国において施行されている航空機の飛行又は操縦に関する規則に対する違反である場合

(e) その刑事裁判権の行使が、多数国間の協定に基づく当該締約国の義務の遵守に必要である場合

第三章 機長の権限

第五条

1 この章の規定は、登録国の上空又は公海若しくはいずれの国の領域にも属しない地域の上空を飛行している航空機内の者が行ない又は行なおうとしている犯罪及び行為については、当該航空機の最後の離陸地点又は次の着陸予定地点が当該登録国以外の国にある場合及び当該航空機がその後その者を乗せたまま当該登録国以外の国の上空を飛行する場合を除くほか、適用しない。

2 第一条3の規定にかかわらず、この章の規定の適用上、航空機は、そのすべての乗降口が乗機の後に閉ざされた時からそれらの乗降口のうちにいずれか一が降機のために開かれる時まで、飛行中のものとみなす。この章の規定は、不時着の場合には、いずれかの国の権限のある当局が航空機並びにその機内の人及び財産に関する責任を引き継ぐ時まで、その機内で行なわれた犯罪又は行為について適用する。

第六条

1 機長は、いずれかの者が第一条1の犯罪又は行為を航空機内で行ない又は行なおうとしていると信するに足りる相当な理由がある場合には、その者に対し次の目的に必要な妥当な措置（拘束の措置を含む）をとることができる。

(a) 当該航空機又はその機内の人若しくは財産の安全を保障すること

(b) 当該航空機内の秩序及び規律を維持すること

(c) この章の規定に基づいてその者を権限のある当局に引き渡し又は降機させることができるようにすること

2 機長は、自己が拘束する権限を有する者を拘束するため、他の乗組員に対し、援助を命じ又は承認することができるものとし、また、旅客に対しては、援助を要請し又は承認することとができるが援助を命ずることはできない。いずれの乗組員又は旅客も、妥当な防止措置が航空機又はその機内の人若しくは財産の安全を保障するため直ちに必要であると信するに足りる相当な理由がある場合には、機長の承認を得ることなくその防止措置をとることができる。

第七条

1 前条の規定に基づいてとつた拘束の措置は、次の場合を除くほか、航空機の着陸地点をこえて継続してはならない。

(a) 着陸地点が非締約国の領域内にある場合において、当該非締約国の当局が拘束された者を降機させることを許可しないとき、又は当該拘束の措置が前条1(c)の規定に基づき権限のある当局に対し拘束された者を引き渡すことができるようにするためにとられたものであるとき。

(b) 当該航空機が不時着した場合において、機長が権限のある当局に対し拘束された者を引き渡すことができないとき。

(c) 拘束された者が拘束されたままさらに運送されることに同意する場合

2 機長は、前条の規定に基づいて拘束された者を航空機に乗せたままいずれかの国の領域内に着陸する場合には、できる限りすみやかに、可能なときはその着陸の前に、その国の当局に対し、当該航空機内に拘束されている者がいる事実及びその拘束の理由を通告する。

第八条

1 機長は、第六条1(a)又は(b)の規定の適用上必要な限り、航空機内で第一条1(b)の行為を行ない又は行なおうとしていると信するに足りる相当な理由がある者を当該航空機が着陸する国の領域内に降機させることができる。

2 機長は、この条の規定に基づいていずれかの者を降機させた国の当局に対し、降機させた事実及び理由を報告する。

第九条

1 機長は、航空機の登録国の刑法上重大な犯罪であると認める行為を当該航空機内で行なつたと信するに足りる相当な理由がある者を、当該航空機が着陸する領域の属する締約国の権限のある当局に引き渡すことができる。

2 機長は、1の規定に基づいて引き渡そうとする者を航空機に乗せたままいずれかの締約国の領域内に着陸する場合には、できる限りすみやかに、可能なときはその着陸の前に、当該締約国の当局に対し、その者を引き渡す意図を有する旨及びその理由を通告する。

3 機長は、この条の規定に基づいて被疑者を引き渡す当局に対し、航空機の登録国の法令上適法に所持する証拠及び資料を提供する。

第十条

機長その他の乗組員、旅客、航空機の所有者若しくは運航者又は運航の受益者は、この条約に基づいてとられた措置については、その対象となつた者の受けた処遇に関する訴訟手続において責任を問われない。

第四章 航空機の不法な奪取

第十一条

1 飛行中の航空機内の者が暴力又は暴力による脅迫により当該航空機につき不法に干渉、奪取その他の不当な管理を行ない又は行なおうとしている場合には、締約国は、当該航空機の管理をその適法な機長に回復させ又は保持させるため、あらゆる適当な措置をとる。

2 航空機が着陸する締約国は、1の場合には、当該航空機の旅客及び乗組員ができる限りすみやかに旅行を継続することができるようになるものとし、かつ、占有権を有する者に対し当該航空機及びその貨物を返還する。

第十二章 国の権利及び義務

締約国は、他の締約国において登録された航空機の機長に対し、第八条1の規定に基づいていずれの者をも降機させることを容認する。

第十三条

1 締約国は、機長が第九条1の規定に基づいて引き渡す者を受け取る。

2 締約国は、状況によつて正当であると認める場合には、第十一条1の行為の被疑者及びその受け取つた者の所在を確定するため拘留その他の措置をとる。この措置は、当該締約国の法令に定めるところによるものとするが、刑事訴訟手続又は犯罪人引渡手続を開始するために合理的に必要とする期間に限って継続することができる。

3 2の規定に基づいて抑留された者は、その国籍国のもよりの適当な代表と直ちに連絡をとるための援助を与えられる。

4 第九条1の規定に基づいていずれかの者を引き渡される締約国又は航空機が第十一条1の行為を行なわれた後に領域内に着陸する締約国は、それらの事実について直ちに予備調査を行なう。

5 いずれの国も、この条の規定に基づいていずれかの者を抑留する場合に、航空機の登録国、抑留された者の国籍国及び適当と認めるときはその他の利害関係国に対し、その者が抑留されている事実及びその抑留が正当とされる事情を直ちに通告する。4の予備調査を行なった国は、その結果をこれらの国に対して直ちに報告するものとし、かつ、自国が裁判権を行使する意図を有するかどうかを明示する。

第十四条

1 第八条1の規定に基づいて降機させられ、第九条1の規定に基づいて引き渡され、又は第十条1の行為を行なった後に降機した者が旅行を継続することができず又はそれを希望しない場合において、その者の入国を拒否する着陸国は、その者がその着陸国の国民でなく、また、その着陸国に恒久的な居所を有する者でもないときは、その者の国籍国、その者が恒久的な居所を有する国又はその者が航空機による旅行を開始した国の領域にその者を送還することができるとする。

2 降機、引渡し、前条2に規定する抑留その他の措置及び送還は、入国又は入国許可に関する当該締約国の法令の適用上、当該締約国の領域への入国許可とはみなされないものとし、また、この条約のいかなる規定も、締約国の国外追放に関する法令に影響を及ぼすものではない。

第十五条

1 第八条1の規定に基づいて降機させられ、第九条1の規定に基づいて引き渡され、又は第十条1の行為を行なった後に降機した者であつて、旅行を継続することを希望するものは、着陸国の法令により刑事訴訟手続又は犯罪人引渡手続のためその滞在を必要とされる場合を除くほか、できる限りすみやかに、その選択する目的地におもむくことができる。ただし、前条の規定の適用を妨げない。

2 締約国は、自国の領域内で第八条1の規定に基づいて降機させられ若しくは第九条1の規定

に基づいて引き渡された者に対し又は自国の領域内で降機した者で第十一条1の行為を行なった疑いがあるものに対し、その保護及び安全のため、同様の状況の下にいる自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。ただし、入国、入国許可、犯罪人引渡し及び国外追放に関する当該締約国の法令の適用を妨げない。

第六章 その他の規定

第十六条

1 締約国において登録された航空機内で行なわれた犯罪は、犯罪人引渡しに關しては、当該犯罪が行なわれた場合のみでなく当該航空機の登録国の領域においても行なわれたものとみなす。

2 1の規定の適用を妨げることなく、この条約のいかなる規定も、犯罪人引渡しの義務を設けるものと解してはならない。

第十七条

締約国は、航空機内で行なわれた犯罪に關連して調査若しくは逮捕のための措置をとり又はその他の方法で当該犯罪につき裁判権を行使するにあたり、航行の安全その他の航行上の利益に妥当な考慮を払うものとし、また、航空機、旅客、乗組員又は貨物の不必要な遅延を避けるようにする。

第十八条

いづれの国にも登録されていない航空機を運航する共同の航空運送運営組織又は国際運送機関を設立する二以上の締約国は、状況に応じてそのうち一国をこの条約の適用上当該航空機の登録国とみなされるものとして指定するものとし、これを国際民間航空機関に通告する。国際民間航空機関は、その通告をこの条約のすべての当事国に通知する。

第七章 最終規定

第十九条

この条約は、第二十一条の規定に従つて効力を生ずる日まで、その日に国際連合又はその専門機関の加盟国である国による署名のため開放しておく。

第二十条

1 この条約は、署名国により、その憲法上の手続に従つて批准されなければならない。

2 批准書は、国際民間航空機関に寄託する。

第二十一条

1 この条約は、十二の署名国が批准書を寄託したときは、十二番目の批准書の寄託の日の後九十日目の日にそれらの署名国の間で効力を生ずる。この条約は、その後批准する署名国については、その批准書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、効力を生じたときは、国際民間航空機関が国際連合事務総長に登録する。

第二十二条

1 この条約は、効力を生じた後は、国際連合又はその専門機関の加盟国による加入のため開放される。

2 加入は、国際民間航空機関への加入書の寄託によつて行なうものとし、その寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

第二十三条

1 締約国は、国際民間航空機関にあてた通告によつてこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際民間航空機関による廃棄通告の受領の日の後六箇月で効力を生ずる。

第二十四条

1 この条約の解釈又は適用に關する締約国間の紛争で交渉によつて解決することができないものは、それらの締約国のうちいずれか一国の要請によつて仲裁に付託される。紛争当事国が仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について合意に達しない場合には、それらの紛争当事国のうちいずれの一国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができるとする。

2 各国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の時に、1の規定に拘束されないことを宣言することができる。他の締約国は、そのような留保をした締約国との關係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保をした締約国は、国際民間航空機関に対する通告によつていつでもその留保を撤回することができる。

第二十五条

前条の場合を除くほか、この条約には、留保をすることができない。

第二十六条

国際民間航空機関は、国際連合及びその専門機関のすべての加盟国に対して次の事項を通告する。

(a) この条約の署名及びその日付

(b) 批准書又は加入書の寄託及びその日付

(c) この条約が第二十一条1の規定に従つて効力を生ずる日

(d) 廃棄通告の受領及びその日付

(e) 第二十四条の規定に基づいて行なわれる宣言又は通告の受領及びその日付

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百六十六年九月十四日に東京で、英語、フランス語及びスペイン語により真正な三本文を作成した。

この条約は、国際民間航空機関に寄託し、同機関において第十九条の規定に従い署名のために開放しておくものとし、同機関は、その認証原本を国際連合及びその専門機関のすべての加盟国に送付する。